

大東出版社

中國日本撰述經典(其之五)・撰述書

七寺古逸經典研究叢書 第五卷

牧田諦亮監・落合俊典編

三階教の開祖信行の主著とされる『三階佛法』には内容や構成を異にする數種類のテキストがある。⁽¹⁾ その中で寫本が現存するのは、以下のものである。

- 1 『三階佛法』卷一（首尾缺）〔S一二六八四、（敦煌本『三階佛法』の系統）〕
- 2 『三階佛法』卷三（首缺）〔P一〇五九、（敦煌本『三階佛法』の系統）〕
- 3 『三階佛法』卷一、卷一〔法隆寺本〕
- 4 『三階佛法』卷二、卷三（首缺）、卷四〔聖語藏本〕
- 5 『三階佛法』卷一（首缺）、卷一（首缺）、卷三（首缺）、卷四、卷五〔興聖寺本〕
- 6 『三階佛法』卷一、卷二、卷三（首一部缺）、卷四、卷五（首缺）〔七寺本〕

また、敦煌本『三階佛法』の注釋書として次の寫本が現存する。

一 はじめに

『三階佛法』諸本の成立と傳播について

西 本 照 真

尋念、心之功也。觀此三法、性各無功、緣合假有。地之與風、自體无知、心體生滅、念念不住。一法中、无可成辦。⁽¹⁴⁾ 雖復營爲、其心寂靜、不爲貪瞋之所亂或。是名菩薩施功入定。

云何菩薩疲勞時入定。菩薩作是思惟、今我此身、衆法合成。⁽¹⁵⁾ 強動者風、急熱者是火、沈重者是地、滂潤者是水、如是四大、各不相知。若不相

⁽¹⁴⁾ 合=和(7)辨=弁(7) 貪瞋之所亂或=貪瞋分別之辨=弁(7) 貪瞋之所亂或=貪瞋分別之辨=弁(7)

⁽¹⁵⁾ 強=彊(7) 劍=劍(7) 念=念(7) 施功=作功業(7)

知、誰受疲苦。⁽¹⁶⁾ 既无受者、誰苦誰惱。但以衆生

145
146
147
148
149
150
151
152

⁽¹⁶⁾ 貪瞋之所亂或=貪瞋分別之辨=弁(7) 貪瞋之所亂或=貪瞋分別之辨=弁(7)

⁽¹⁷⁾ 強=彊(7) 劍=劍(7) 念=念(7) 施功=作功業(7)

⁽¹⁸⁾ 勝=勝(7) 濁=濁(7)

⁽¹⁹⁾ 苦=勞(7) 濁=濁(7)

7 『三階佛法密記』卷上（尾缺）〔P.1 四一一〕

さて、上記の『三階佛法』の諸寫本は、1および2の敦煌本『三階佛法』の系統と3、4、5、6として日本に現存する本邦本『三階佛法』の二種類の系統に大別される。まず、敦煌本『三階佛法』に關しては、矢吹慶輝氏が敦煌寫本を精査し、S.一六八四が『三階佛法』卷一の一部、P.一〇五九が『三階佛法』卷三の一部であることを特定し、『三階教之研究』(以下、矢吹『研究』と略) (一九二七年)において詳細な研究を發表、ならびに別篇に翻刻を掲載した。⁽²⁾一方、本邦本『三階佛法』に關しては、大屋德城氏が法隆寺本、聖語藏本、興聖寺本の三本を對校した影印『三階佛法』(以下、大屋『三階』と略)を一九二五年に公刊した。⁽³⁾その後、矢吹氏も三本を對校し、敦煌本と同じく『三階教之研究』別篇に翻刻を掲載した。敦煌本『三階佛法』に關しては、その後、新たな寫本の發見はなく、現存寫本によって窺い得る内容の割合は全體の數分の一に過ぎないと推定される。一方、本邦本『三階佛法』に關しては、三本によってほぼ全體の内容を窺い知ることができたのであるが、三本に共通して缺けていたのは卷三の冒頭部分であった。大屋『三階』所收の「影印三階佛法解題」では、「三本を合する時は第一の重複を除き、一部殆ど完備し、唯第三の首部に些少の爛脱あるのみ」(一五頁)とし、解題の最後の一文を「希くは、第三卷首の爛脱を發見し、眞に完璧を爲す日の速に來らんことを」(三六頁) (大正十三年五月)と結んでいる。また、矢吹『研究』も「但し第三卷は幸に興聖寺本の首部少闕によりて聖語藏本首部の爛脱を補ひ得るも、尙興聖寺本同卷首の破爛を補填し得ざるを遺憾とする。從つてその完本は更に古經藏中、千古埋塵の殘巻に待たざるを得ず」(一六〇頁)と述べ、卷第三の首部を收めた寫本の出現はまさに待望されていたのである。

しかるに、近年、七寺に平安末期の古寫經が收藏されていることが明らかとなり、牧田諦亮氏、落合俊典氏を中心とする七寺古逸經典研究會によってその調査、研究が進められてきた。⁽⁵⁾その結果、『三階佛法』五卷の内、唯一缺け

ていた卷第三の首部(七寺本で約九二行相當分)が收藏されていることが明らかとなつた。⁽⁶⁾七寺本『三階佛法』の發見は、その點で極めて重要な意味を持つものである。さらに、この七寺本は全巻を見渡してもわずかに卷五の首部(興聖寺本の冒頭約三十二行相當分)を缺くのみで、他の本邦所傳の諸寫本に比しても全巻にわたつてもっとも缺落の少ない寫本である。この點でも七寺本の出現は重要である。

さて、本稿は七寺本の發見を受けて、改めて『三階佛法』諸本の成立と傳播について考察を加えようとするものである。矢吹慶輝氏をはじめとした從來の研究によって解明されていない點は、敦煌本『三階佛法』の成立時期、現存する二種類の『三階佛法』と諸經錄中の『三階佛法』との關係、本邦本『三階佛法』の構成、成立時期などの點である。從來の『三階佛法』に關する研究の成果を整理しつゝ、これらの問題に關しても検討を加えることしたい。

なお、本稿の最後に、七寺本『三階佛法』卷第三卷首の影印・翻刻と校訂を掲載する。

二 敦煌本『三階佛法』の成立

『三階佛法密記』卷上(P.一四一一R.)の「釋義」の箇所には、『三階佛法』の大段の科文が次のとく擧げられてゐる。

- (一) 第一大段 過去の習氣について三階の根機の義を明かす(卷一)
- (二) 第二大段 現在人の行について三階の邪正の義を明かす(卷一)
- (三) 第三大段 所稟の經教について三階の法に上中下輕重淺深がある義を明かす(初の三段)(卷二～卷四)
悲敬二田について三階人の依境起行損益多少所由の義を明かす(第四段)(卷四)⁽⁸⁾

また、『對根起行法』(S一二四四六)にも、「三階(佛法)」四卷の内容と分卷に關して、「第一卷根機、第二卷邪正、第三卷輕重深淺⁽⁹⁾」と述べた箇所があり、「三階佛法密記」(以下、「密記」と略)の科文と一致しているのである。そこで、『密記』卷上や「對根起行法」に示された科文を、現存する敦煌本『三階佛法』(以下、敦煌『三階』と略)および本邦本『三階佛法』(以下、本邦『三階』と略)の内容と對照させてみると、敦煌『三階』の内容と一致することがわかる。現存する敦煌『三階』は、卷一の一部(S一二六八四)と卷三の一部(P二〇五九)のみであるが、卷二の現存部分は『密記』の科文における第二大段の第一段の後半部分と第二段の前半部分に相當し、卷三の現存部分は第三大段第三段の第一子段の後半部分と第三子段の前半部分に相當するのである。⁽¹⁰⁾

以上のことから、敦煌『三階』の注釋書が『密記』であること、敦煌『三階』は『對根起行法』以前に成立した文献であることが確定する。

では、敦煌『三階』はいつ成立したのであろうか。敦煌『三階』卷一の、一闡提について説いた箇所の割注に次のように述べられている。

經文道、「信不具足名一闡提。」從年廿得聞大乘經、至年五十四、唯見道俗利根解佛法者、信大般涅槃經所說最大多善、自言、「我信涅槃、我信佛性、故知、非是一闡提。」不見有一箇道俗利根解佛法者、信大般涅槃經所說最大多惡、自言、「我是一闡提。」以一闡提多少分齊驗之、即是信不具足、故名爲一闡提、如十方世界所有地土。⁽¹¹⁾この箇所の直前には「有人言」として他の人の解釋が引かれており、それに對して信行が自らの修行生活における見聞によつて一闡提とは何かを論じた箇所である。この中で、「二十歲から大乘經を聞きはじめ、五十四歲に至つている」という箇所が注目される。信行は五九四年に五十五歲で沒していることから、この一文はその前年に著されたものであると推定される。すなわち、この一文によれば現存する敦煌『三階』は信行の最晩年、五九三年に説かれたものである。

のということになる。

三 本邦本『三階佛法』の成立と傳播

(一) 本邦本『三階佛法』の文獻的性格

本邦『三階』の科文については、これまで十分に検討されることがなかつた。⁽¹²⁾ 矢吹氏は、『三階佛法』に本邦本と敦煌本の二種類があるとしつつも、敦煌本の科文を『三階佛法密記』卷上にもとづいて擧げるのみで、本邦本の全體の科文に關しては觸れていないのである。⁽¹³⁾ 本邦本の科文は以下に見るよう複雑で把握しにくく、鎌倉時代の凝然も「藏經の中、『三階集錄』五卷あり、諸の經論の正文を引いて教義を成立せしも、前後雜亂し、始終混同し、義意見難く、宗旨得難し」⁽¹⁴⁾と述べているのである。確かに、前後雜亂し、始終混同しているけれども、その混亂の状況を明らかにしておくことは、今後さらに本邦『三階』の研究を進めていく上で必要なことであろう。現在までに解明しえた本邦『三階』の科文は、次の通りである。

- (一) 總說(卷一)(矢吹『研究』別篇)二五七～二六一頁。以下、頁數のみ擧げる)
- (二) 第一大段、明驗一切第二階佛法内一切利根空見有見衆生多少分齊義。(卷一)(二六一～二六五)
- (三) 第二大段、明驗一切第三階佛法内佛滅度後時節分齊義。(卷一～卷二)(二六五～二一一)
- (四) 初段(卷三)(七寺本の冒頭九十一行十三～五～三三〇)
- (五) 第一大段、明驗一切第三階佛法内一切利根空見有見衆生多少分齊與十方世界所有地土一種相似義、如餘卷第一大段内廣說。(卷三～卷四) (六) 以下はすべて卷四)(三三〇～二九七)

(六) 卷一の第一大段の教證の典據（二六一～二六五の典據）（三九七～三九九）、卷一の第二大段の教證の典據の一部（二六五～二六六の典據）（三九九）

(七) 第三大段、明教一切第三階佛法内一切利根空見有見衆生歸一切三寶度一切衆生斷一切惡修一切善解行等淺深如餘卷初廣說、自驗自知知是一切利根空見有見衆生亦名教一切利根空見有見邪見成就顛倒九種人・・・

二)

(八) 第四大段、明教一切第三階佛法内一切利根空見有見衆生歸一切三寶度一切衆生斷一切惡修一切善解行等淺深分齊義、如餘卷第二大段内廣說。（四〇一）

(九) 第一大段の教證の典據の續き（二六六～二六九の典據）（四〇一～四〇四）

(十) 第四大段の續き（四〇四～四〇五）

(十一) 第二大段の教證の典據の續き（二六九～三〇四の典據）（四〇五～四一四）

(十二) 結文（四一四～四一五）

この科文を見れば、いかに前後錯綜した内容となっているかが明らかである。まず、大段の構成だけに着目すると、(一) 第一大段、(三) 第二大段、(五) 第一大段、(七) 第三大段、(八) と (十) 第四大段という構成になっている。この中の (五) の第一大段は、(一) の第一大段の内容について經文などを引きながらさらに詳しく再説しようとしたものであると思われる。ただし、(一) の内容と完全に一致しているわけではない。これらの大段の分量を比較すると、(三) の第二大段と (五) の第一大段の二段で全體の八割以上を占めており、この二段が中心となっていることがわかる。また、(六)、(九)、(十一) などは、卷一の第一大段冒頭から卷二の第二大段の途中までの典據を擧げたものである。大段と大段の間に分散して教證が擧げられており、すでに論じた箇所の典據であることもわかりにく

い構成になっている。このように分散させて典據を示した理由、卷二の第二大段の途中までの典據しか擧げていないことの理由などについては不明であり、さらに厳密な科文の作成を進める中で、これらの點も検討していく必要がある。

なお、拙著『三階教の研究』に付した科文（一八四～一八五頁）と右の科文は一箇所異なる。すなわち、拙著では(三) の第一大段は(五) の第一大段の直前まで續くとしていたが、今回は(四) の初段を付け加えたのである。これはひとえに七寺本の恩惠によるものである。筆者は、七寺本『三階佛法』卷三の卷首は、そのまま本邦に流傳した『三階佛法』卷三の卷首に相當すると考える。すなわち、七寺本の冒頭第一行は「人集□□□□□□□□□□唯除一切」とわずかに數文字が読みとれるだけで他は缺落しているのであるが、卷一の卷首の「人集錄明一切第三階佛法内唯除一切最大鈍根衆生兩種癌羊僧已外一切利根衆生皆悉普是一切利根空見有見衆生」(矢吹『研究』別篇二五七頁)などの表現を参考とすれば、七寺本の第一行の缺字は「錄明一切第三階佛法内」の十文字であったと推定され、その結果、最初の五行までが、「人集錄明一切第三階佛法内、唯除一切最大鈍根衆生兩種癌羊僧已外、明一切利根衆生位判、唯有切行壞體壞戒見俱破顛倒一切一種衆生、如此段如(下)第一大段内釋」という文章としてよみがえってくるのである。しかも、(五) の第一大段の中で「如上初段内說」(三三三頁)という箇所もあることから、卷三の第一大段に先行する箇所は、初段として別に位置づけるべきだととの見解に達した。この一文は、「人集錄・・・」と始まっていいるが、この表現は本邦『三階』中、わずかに卷一の卷首と卷三のこの箇所の二箇所を数えるのみである。こうしてみれば、卷一の最後まで一應の内容が完結し、卷三で改めて稿を起こして説き始めたという感さえあるのである。これは、次に述べる成立當初の分卷の問題ともかかわってくるのである。

さて、本邦『三階』はこのように科文の作成さえも困難な文献であるが、それでは全體の構想も定まらないまま、

無秩序に著述を進行させたのであるうか。答は否である。この點は、現存する四巻本もしくは五巻本の本邦『三階』が、當初から四巻もしくは五巻であったかどうかとも關係する問題であるが、實は、(一)の總説において、すでに全體の構成がほぼ確定していたことをうかがわせるいくつかの根據が見出せるのである。すなわち、(一)の中には、「餘卷内廣說」、「下第一大段内説」、「下第一大段釋」、「下第二大段末第二何以故一切二十四段等一切別真別正佛法内説」などのように、段落構成や分巻がすでに確定していることを示す語が見られるのである。このようないくつかの根據が見出せるのである。すなわち、(一)の中には、「上第一大段」や「下第一大段」のように「上」または「下」の語によつて場所を示してゐるのに對して、別の巻のある箇所を示す場合には、「餘卷第一大段第十五段内五部經等説」のように「餘卷」の語によつて場所を示してゐるのである。假に、本邦『三階』が現存する寫本のように當初から四巻本、もしくは五巻本であつたならば、「餘卷」とだけ述べて場所を指示することはないはずである。どの大段のどの箇所かについては詳細に指示してゐるのに、卷數だけは「餘卷」という曖昧な形で表示することは考えられない。したがつて、「餘卷」という表現が意味を持ちうるためには、本邦『三階』は當初は一巻であつたと考えるのが適當であろう。本邦『三階』全體のこのようないくつかの根據が見出せるのである。このようないくつかの根據が見出せるのである。

又明人集錄亦名驗一切第三階佛法得通所由法一卷。一者明、由兩卷共作一卷故、・・・。⁽¹⁶⁾

また明かす、『人集錄』は『驗一切第三階佛法得通所由法』一巻とも名づける。一には明かす、兩卷をあわせて一巻とするから、・・・。

この一文は、本邦『三階』が構成上は兩巻となつてゐることを明かしてゐると同時に、その兩巻を合わせて一巻とみなすとも述べてゐるのである。また、卷五の最後の文章でも、「此一卷人集錄經文内・・・」⁽¹⁷⁾と述べてゐることから、やはり一巻の著作とみなしてゐることがうかがえるのである。

では、本邦『三階』は、經錄などに舉げられてゐるいかななる文献に相當するのであるか。敦煌『三階』もあわせて検討してみよう。『開元釋教錄』に至るまでの諸資料において、『三階佛法』に關係すると思われる文献の掲載は以下のことである。

(一) 「故大信行禪師銘塔碑」(五九四年?)

『三階佛法』四卷⁽¹⁸⁾

(二) 『歷代三寶紀』卷十一(五九七年成立)

『三階位別集錄』三卷⁽¹⁹⁾

(三) 『大唐內典錄』卷五(六六四年成立)

『三階位別錄集』四卷⁽²⁰⁾

(四) 『大周刊定衆經目錄』卷十五(六九五年成立)

『三階集錄』一部四卷

『三階集錄』一部二卷

(五) 『開元釋教錄』二卷(宋・元・明三本では一巻と記す)⁽²¹⁾

『三階佛法』四卷(内典錄云『三階別集』四卷者即此是)

『十大段明義』三卷〈長房錄云『三階別集』三卷者即此是〉

『根機普藥法』一卷〈大周錄中、除此之外更有『三階集錄』一卷者誤〉

『三十六種對面不識錯法』一卷〈明一切三十六種對面不識錯〉

右三階法都有四部。初是四卷三階。次是三卷三階。三は兩卷三階。後是一卷三階。後之三本入集錄數⁽²²⁾。

矢吹『三階』は、「本邦に現存の三階佛法四卷或は五卷は隋唐諸錄の四卷三階佛法に當り」(一六一頁)と斷定しているが、これは本邦『三階』が當初から四卷本であったとの憶測に基づくものである。しかし、本邦『三階』が當初は一卷もしくは分卷して二卷とされていたことが明らかになった以上、矢吹氏の説は根據に乏しいものとなる。しかも、現存する敦煌『三階』は『密記』や『對根起行法』の科文から『三階別集』四卷、『大周刊定衆經目錄』の『三階集錄』一部四卷、塔碑の『三階佛法』四卷、『大唐內典錄』の『三階位別錄集』四卷、『大周刊定衆經目錄』の『三階集錄』一部四卷、『開元釋教錄』の『三階佛法』四卷などがそれにあたると思われる。『開元釋教錄』の掲載文献をそのまま引き継いだ『貞元新定釋教目錄』には紙數が記されているが、それによると『三階佛法』四卷の紙數は百六十紙⁽²³⁾である。現存する敦煌『三階』の分量から推定して、妥當な紙數であるといえる。では、本邦『三階』は諸資料中のどの文献に相當するのであろうか。『開元釋教錄』は四種類の『三階』があるとしているが、『三階佛法』四卷以外の三種類の文献について『貞元錄』で紙數を調べてみると、三卷『三階』は六十七紙、一卷『三階』は十九紙と記されている。⁽²⁴⁾現存する本邦『三階』の分量は百紙を越えるものであると推定されることから、一卷『三階』、すなわち『根機普藥法』一卷がこれに相當するのではないかと考えられる。また、『大周錄』では、『三階集錄』二卷と『根機普藥法』一卷を別の文献として挙げているが、『開元錄』が指摘するごとく兩者が同一の文献ということに整理すると、

なれば、本邦『三階』は『三階集錄』一卷とも呼ばれていたことになる。そして、それ以前の資料では『對根起行雜錄』三十一卷(『歷代三寶紀』)などの雜錄の一部に含まれていたものと思われる。

では、本邦『三階』が四卷本もしくは五卷本となつたのは、いつからであるうか。この問題を考えるためにには、三階教文獻の日本への傳來を見る必要がある。そもそも、本邦『三階』は日本に傳わる文獻であるという點を忘れてはならない。日本で三階教文獻に關する記録が初見されるのは正倉院文書においてであるが、その中の天平時代の文書を整理すると、

『明三階佛法』一卷(天平十九年(七四七))

『三階律周部』九卷(天平十九年)

『三階律』三卷(天平二十年)

『略明法界衆生根機淺深法』(天平十九年)⁽²⁵⁾

という四つの文獻が傳わっていたことがわかる。筆者はこの中の『明三階佛法』が本邦『三階』に相當するのではないかと推定する。すなわち、日本に傳わった段階では、依然として一卷本であったと考える。その面影を傳える寫本としては、七寺本や興聖寺本がある。兩寫本は五卷からなり、各卷の題目箇所には第一には上本、第二には上末、第三には下上、第四には下中、第五には下下と記されているのである。したがって、五卷からなるけれども、大きく分けられ上と下の二卷となっていることがわかる。また、聖語藏本は、兩寫本の卷四と卷五を合わせて卷四としているが、このような分卷の仕方も日本において傳承される中で始められたものであろうと考える。⁽²⁶⁾

以上を要するに、現存する『三階佛法』の寫本は敦煌本も本邦所傳の聖語藏本などの寫本も四卷本の體裁をとつてゐるが、中國においては現存する敦煌『三階』が四卷本として傳承され、本邦『三階』は一卷本として傳承されてい

たこと、本邦『三階』は日本へ傳わった時點でも一巻本であったこと、四巻本もしくは五巻本となつたのはそれ以後であることなどの諸點を明らかにしたと考える。

次に、本邦『三階』の成立時期に關して検討しておこう。結論からいえば、本邦『三階』は信行自身の真撰であり、その成立は五九二年ごろであり、敦煌『三階』や『對根起行法』に先だって成立したものと考える。その根據は以下の通りである。

- (一) 本邦『三階』の七寺本や興聖寺本の巻五末尾に「大隋開皇十二年（五九二）在京師眞寂寺撰」と奥書がある。⁽²⁷⁾
- (二) 信行の弟子本濟の傳記⁽²⁸⁾の「信行、初め『集錄』を山東にて達す。すでに本文無きをもつて、口づから濟の爲に述す。みな玄奥に究達す」という箇所などを考案すると、撰述時期が異なる複數の集錄が存在した可能性がある。
- (三) 弟子の裴玄證の傳記⁽²⁹⁾では、「およそ著述する所、みな證の筆に委ねる」と述べられていることから、信行の著作とされるものは口述筆記という形で著述されたものが多かつたと考えられる。口述筆記、あるいは講義ノートという體裁の場合、日時、場所、筆記者の相違によって構成や内容の差異は生じうると考える。
- (四) 弟子が信行の主著と同一の題名を自らの著作につけるとは考えにくい。
- (五) 他の一部の三階教文獻に見られるような七世紀以降に翻譯された經論の引用は、見られない。

- (六) 本邦『三階』の内容は、敦煌『三階』や『對根起行法』のように十分に體系化されていない。例えば、普敬や認惡の思想がまだ體系化されておらず、普敬の第一の如來藏・佛性・當來佛・佛想佛についても、四佛を一つのセットとして捉える見方に達していない。
- (七) 本邦『三階』の末尾の文章⁽³⁰⁾は、三階教の初期の教團規律である『制法』の第五條「學諸佛菩薩求善知識度衆生法」の全文とほぼ一致する。この『制法』の成立の下限は、五八九年からそれほど下らない時期であったと推定される。⁽³¹⁾

以上の根據に基づいて総合的に判断し、本邦『三階』は信行の真撰であり、五九二年頃に成立したものと考える。

(二) 本邦本『三階佛法』諸寫本の比較

さて次に、現存する本邦本『三階佛法』の諸寫本の系統について検討してみよう。特に、七寺本が他の諸寫本とのような關係にあるかを明らかにしたい。

まず、現存する諸寫本を對照させて表にまとめると次のとくである。（表中の三桁の數字は、各寫本の現存部分に對應する矢吹『研究』別篇の頁數である。矢吹本は四卷本の系統を底本としているため、便宜上、四卷本の系統の箇所に加えた。）

統系の本巻四		統系の本巻五		
		上	下	卷
七寺本	卷一 (上本) 二五七～二八〇	卷一 (上末) 二八三～三二一	卷二 (下上) 三五初～三五一	卷四 (下中) 三五二～三八八
興聖寺本	卷一 (首缺) (上本) 二六六～二八〇	卷一 (首缺) (上末) 二八四～三二一	卷三 (首缺) (下上) 三三五～三五一	卷五 (首缺) (下下) 三五二～三八八
法隆寺本	卷一 二五七～二八〇	卷一 二八三～三二一	卷四 (下中) 三三五～三五一	卷五 (下下) 三五二～三八八
矢吹本	缺	缺	缺	三八八～四五五
聖語藏本	卷一 二五七～二八〇	卷一 二八三～三二一	卷三 (首缺) 三四八～三七四	卷四 三七七～四一五

この表にもとづいて多少説明を加えておくと、本邦本諸寫本の卷一と卷一の分巻箇所は、すべて同一の箇所である。

ことがまず確認される。したがって、五巻本と四巻本の分巻の相違は、卷三以降を三巻とするか、一巻とするかの違いによる。矢吹氏の翻刻は四巻本を底本としているが、それを五巻本と対照すると、矢吹『研究』別篇三五二頁一二行までが五巻本の卷三（下上）であり以下は卷四（下中）である。また、同じく二八八頁七行までが五巻本の卷四（下中）であり以下は卷五（下下）である。

さて、そこで、まずは大屋『三階』の解題（二七～三〇頁）を参考としつつ、法隆寺本、聖語藏本、興聖寺本の三本の書寫された事情と年代について簡単に紹介しておきたい。

法隆寺本『三階佛法』は、同寺所蔵の一切經中に属するものである。この一切經の書寫の發願は、最初は勝賢によって永久一年（一一四）になされ、保安三年（一一三）に林幸等によって再度なされていることから、同寺藏の『三階佛法』も平安時代末期、一二世紀前半に筆寫されたものと推定される。同寫本は第一巻と第二巻のみ完本として現存し、卷三以降を缺く。したがって、法隆寺本が四巻本であったか、五巻本であったかは確定はしえないが、聖語藏本と非常によく一致していることから、聖語藏本と同じく四巻本ではないかと筆者は推定している。

聖語藏本『三階佛法』は、もとは東大寺尊勝院の經藏にあったもので、明治に至って正倉院に附屬せられたものである。同寫本の筆寫年代を窺い知る資料は残されていないが、大屋氏は書風からして鎌倉時代の書寫であることは明らかとしており、法隆寺本に比べるとやや時代が下るものといえる。

法隆寺本と聖語藏本は、わずかな誤寫を除いて、文字の異同はほとんどなく、また大屋『三階』によって卷一冒頭の三〇行のみ兩寫本の對照が可能であるが、改行箇所が異なるのはわずかに一箇所（第五行と第十一行）のみで、しかもこの二箇所ともに次の行では文字數が調整されて、ふたたび改行箇所は一致している。このように兩寫本は内容も體裁も非常によく一致しており、同一の寫本が底本となり、その底本の傳承の過程で筆寫された同一系統の寫本と推

定される。ただ、聖語藏本の方が若干時代が下った寫本であるためか、法隆寺本と比較すると誤寫が多い。

次に、興聖寺本『三階佛法』は、京都市上京區堀川通寺之内上ルに所在する臨濟宗興聖寺の寫本一切經の中に收められているものである。大屋『三階』では、「大正十二年三月四日、餘が塵埃堆裏より發見するところに係り、實に現存三階佛法の最完本にして、上下の二巻に分てり。之れ即ち奈良朝の文書に、明三階佛法上_下一局（マツ）あるものに符合し、正しく古本の面影を止むるものなり」（二八一～九頁）と述べている。また、大屋『三階』二九頁では、この一切經は平安末期、長寬（一一六三～六四）、永萬（一一六五）、仁安（一一六六～六八）、嘉應（一一六九～七〇）の頃、丹波國桑田郡小川郷石白村西樂寺のために書寫されたと識語に記す寫經があるので、この寫本もほぼ同時代に書寫されたものと推定している。確かに、現存する寫本の多くはこの時代に書寫されたものであるが、最近の京都府教育委員會の調査（興聖寺一切經調査報告書）によると、『三階佛法』の筆寫時期はどうやら鎌倉時代前期まで下るらしい。すなわち、同報告書によると、西樂寺一切經は鎌倉時代前期に解脱房貞慶の手に渡り、南山城の海住山寺に保存され、缺本が筆寫されていったということであり、『三階佛法』の寫本に關しては貞慶の十二回忌を前にした嘉應三年（一一二四）に筆寫されたものである。⁽³³⁾

次に、七寺本『三階佛法』について、その特徴を検討したい。まず、筆寫年代については奥書に明確な紀年がないが、各巻の巻首と巻末にはそれぞれ次のように記されている。

卷一内題 三階佛法卷第一上本

尾題 三階佛法卷第一上本

（奥書）

一交了

榮俊

卷二内題 三階佛法卷第一上末

尾題 三階佛法卷第二上末

五卷内

(奥書)

一交了 榮俊

筆師六良坊

卷三内題 缺

尾題 三階佛法卷第三下上

五卷内

(奥書)

一交了 榮俊

筆師定六良坊

卷四内題 三階佛法卷第四下中

尾題 三階佛法卷第四下中

(奥書)

筆師圓順六郎坊

卷五内題 缺

尾題 開皇十□□□京師眞寂寺撰

筆師 圓順六郎坊

(奥書)

一交了 榮俊

□□□ 榮俊

このように卷末に「一交了 榮俊」とあるが、榮俊とはこれまでの研究によると、七寺一切經の中心的役割を果たした榮藝の助力者であつたということで、『三階佛法』も他の七寺一切經と同じく平安時代末期に書寫されたものと考えられる。⁽³³⁾

『三階佛法』諸本の成立と傳播について

では、七寺本はこれまでの三種類の寫本とどのような關係にあるのだろうか。まず、はつきりといえることは、七寺本は興聖寺本と同じ系統に屬するということである。四寫本の中でもっともテキストとして優れていて、原テキストに近いと思われるのは興聖寺本である。これは、文字の異同を見ていくと誤寫が少なく、四寫本の中で興聖寺本の意味が全體として最もよく通じること、分巻の基本的様式が七寺本と同じく日本に傳來した時の上下二巻本となつていることによる。そして、次によいテキストとしては七寺本が擧げられる。この寫本は興聖寺本と分巻だけでなく、改行箇所もほぼ一致しており、興聖寺本と同じく原テキストを改行箇所も含めて忠實に書寫した寫本と想定される。また、すでに述べたとおり、四寫本の中で、もっとも缺落の少ない寫本という點でも重要である。書寫の時期は七寺本の方が早いが、興聖寺本に比べると若干誤寫が多い。ともかく、興聖寺本と七寺本は非常に近い關係にあるテキストといえる。また、七寺本は興聖寺本に比べると、法隆寺本や聖語藏本に誤寫の箇所も含めて比較的一致する箇所が多い。とすると、法隆寺本や聖語藏本を筆寫した際のテキストは、七寺本の系統の寫本に基づいて筆寫されたのではないか、そしてその過程で分巻の相違が生じたのではないか、などの推測も成り立つが、最終的な判断を下しうる決め手は今のところ存しない。また、その分巻の相違が生じた時期も定かではない。さらに、テキストとして優れた興聖寺本の筆寫時期が、法隆寺本や七寺本のそれよりも遅く、テキストの善し悪しと筆寫時期とが逆転していることになるわけで、問題はいつそう複雑になる。現段階ではっきりしているのは奈良朝寫經が平安末期に筆寫される以前の段階で、上下二巻本であった寫本が分巻されて、一方は五巻本、一方は四巻本になつていったということだけである。

四 結 び

三階佛教の主要文献である『三階佛法』諸本の成立と傳播について検討を加えてきた。冒頭で課題として掲げたいくつかの點に關して、現時點での筆者なりの見解をほぼ明らかにしえたと考へる。また、今回、七寺本『三階佛法』の發見の恩恵を受けて、諸本に缺けていた卷三の卷首が蘇つたことはまことに喜ばしいことである。このことによつて、本邦『三階』の全體的内容がより一層明らかとなり、科文についても拙著『三階教の研究』で提示した科文を一部改め、さらに正確な科文を提示することができた。

今後の『三階佛法』をめぐる研究の方向としては、特に本邦『三階』の研究が進展することが望まれる。その理由は、まず敦煌『三階』については卷一と卷三の一部しか残されておらず、現段階では資料的に限界があるためである。逆に、本邦『三階』については、全文がほぼ蘇つたことにより、資料的條件が整ってきたことに加えて、構成が複雑であることも一因となって本格的な内容の検討は十分になされてこなかつたため、研究の餘地はまだまだ残されてゐるのである。敦煌『三階』や『對根起行法』などに比して、思想が體系化されていない印象を受けるが、その思想的展開をたどる作業も必要となつてくるであらう。また、本邦『三階』諸本の比較対照もさへに緻密に行うことによつて、日本における傳播の状況もいつそく具體的に浮かび上がつてくるに違ひない。

(1) 三階教關係の寫本の研究を含めた研究書としては、矢吹慶輝『三階教之研究』(以下、矢吹『研究』と略)(一九二七年→

『三階佛法』諸本の成立と傳播について

- 一九七四年、若波書店)、Jamie Hubbard, *Salvation in the Final Period of the Dharma: The Inexhaustible Storehouse of the San-chieh-chiao* (Ph. D. diss., University of Madison-Wisconsin, 1986)、拙著『三階教の研究』(一九九八年、春秋社)等參照。)の他の「研究」に關しては、拙著六七五頁以降に掲載した参考文献リストを參照されたご。(2) 矢吹『研究』一五九～一六一頁、二九三～三〇四頁、別篇九～七〇頁。
- (3) 大屋德城校訳『三階佛法』上巻(一九二五年、便利堂ロコタイプ印刷所。以下、大屋『三階』と略)。『三階佛法』の三寫本の状況については、同書解題に詳述されてゐる。
- (4) 矢吹『研究』別篇一五七～四一五頁。
- (5) 七寺一切經の目録は『尾張七寺一切經目録』(以下、『七寺目録』と略) (七寺一切經保存會、一九六八年) 参照。落合俊典「七寺一切經と古逸經典」(七寺古逸經典研究叢書第一巻『中國撰述經典(其之一)』、一九九四年、大東出版社)、Ochiai Toshinori, *The Manuscripts of Namsu-dera: A Recently Discovered Treasure-House in Downtown Nagoya, with related remarks by Makita Tairyō and Antonino Forte, translated and edited by Silvio Vita (Italian School of East Asian Studies, 1991)* 參照。
- (6) 『七寺目録』一一六頁は『三階佛法』卷一から卷四の題名等が記され、また一一七頁の書名不詳書の一つ「卷尾「開皇十四〇年那師真寂寺撰」と記載された寫本が卷五にあたる。今回、落合俊典氏の御高配をたまわり、複寫本を拝借するにとより、七寺本『三階佛法』全五巻の内容を知る機會に恵まれた。ここに記して深く感謝の意を表したい。
- (7) 本稿は拙著『三階教の研究』一八一～一九〇頁の『三階佛法』に關する記述を補記し、わざに新出の七寺本を含めた本邦の諸寫本の成立と系統について改めて考察を加えたものである。
- (8) 『敦煌寶藏』一一〇・一六五ト一〇～一五。わざに詳しく述文は、「指文」の箇所(一六六ト一一～一六七ト一一)に説かれている。矢吹『研究』一九七～二〇〇頁には、「指文」は基づく科文が擧げられてゐる。
- (9) 『敦煌寶藏』一九・五〇上一一～一一。
- (10) すだけに、矢吹氏によつて明らかにされてゐる點であり、細かい対照は省略する。矢吹『研究』の卷一に關する解説(別篇一〇頁)、および卷三に關する解説(別篇五〇頁) 参照。ただし、矢吹氏も『研究』の本論を執筆する段階では、敦煌『三階』と『経記』の關係については「あらした結論にたどり着いていなかつたようである。すなわち、「日里國民圖書館

所藏に三階佛法第三の尾題を有せる寫本（P.1059）あり、是亦上述四卷三階（本邦『三階』）の第三卷に非ざるは勿論、密記の要項とも一致せず」（括弧内は筆者の注）『研究』一六一頁）と述べ、「密記」で示される科文と敦煌『三階』卷三の内容の不一致を指摘している。Jamie Hubbard前掲書一九三～一九九頁参照。

(11) 『敦煌寶藏』一一一～一四五頁。

(12) 矢吹『研究』では、『三階佛法』の科文を提示するにあたり、「三階佛法四卷の内容は便宜上、三階佛法密記卷上所傳に據る。蓋、本邦所傳三階佛法四卷（五卷）は右三階佛法密記所傳と異なり、且つ未だ完本を得やるを以てなり」（一九一頁）と述べている。

(13) 「今此の體裁内名『三階佛法密記』卷上の科文）によりて上述現存三階佛法四卷（本邦本『三階佛法』）の内容と對照するに全く符號せむ」（括弧内は筆者の注）（矢吹『研究』一六一頁）と述べている。

(14) 大正七一・三八四上四～六。日本に傳わった『三階佛法』は本邦本の系統である。その中で、凝然が見たのは七寺本・興聖寺本（五卷本）の系統であるうと思われる。

(15) Jamie Hubbard前掲書一〇一頁によつても、本邦『三階』は一卷本の『三階佛法』であつた可能性を指摘している。なお、矢吹『研究』別篇では、興聖寺本の分卷に基づいて興聖寺本の卷四と卷五を合わせて卷四として、全體を四卷本としている。

(16) 矢吹『研究』別篇四一四頁。

(17) 同、四一五頁。

(18) 神田喜一郎「三階教に關する隋唐の古碑」（一九一一年～一九六六年、『神田喜一郎全集』第一卷、同朋舎、一八一～一八八頁）、矢吹『研究』一頁、七一九頁、一三一～一三三頁、Jamie Hubbard前掲書一〇一～一五九頁、Jamie Hubbard, "Chinese Reliquary Inscriptions and the San-chieh-chiao", *The Journal of the International Association of Buddhist Studies* 14-2, 1991' 括弧内は筆者の注参考。

(19) 大正四九・一〇四中一七。

(20) 大正五五・一七四中一七。

(21) 同、四七四中一中～一六、四七五上一〇。

(22) 同、六七八中七～一三〇。

(23) 矢吹『研究』別篇二二七頁。

(24) 同、一二一七頁。

(25) 『奈良朝現在一切經疏目錄』九四頁（石田茂作「寫經より見たる奈良朝佛教の研究」、東洋文庫、一九三〇年）、大屋『三階』十八頁。

(26) 大屋『三階』は、日本への傳來が「卷本であったことに注目」、また興聖寺本の分卷が大別すれば上下一卷となることにしてい、「三階佛法」の影印版を上巻一卷として刊行したものである。しかし、大屋氏は「されば開元錄等に三階佛法一部四卷といふも、通路記に一部五卷（吉水藏本、入藏錄下にも五卷とあり）といふも、奈良朝に上下一局といふと同一にして、開元、貞元に四卷、鎌倉に五卷を以て完本とすべき」と疑ひを容れず」（大屋二三頁）と述べているとおり、矢吹氏と同様に『開元釋教錄』などにおける『三階佛法』四卷が本邦『三階』に相當すると見なしている。大屋『三階』三三頁には、「興聖寺本が末尾に、「大隋開皇十二年在京師真寂寺撰」の識語を有するは、本書の撰述が正しく信入の前三年に在りしを證するものにして、信行最後の撰述ると共に、三階宗典籍の隨一なる」とを物語る貴重な文字なり」と述べる。

(27) 『續高僧傳』卷十八、大正五〇・五七八上～中。

(28) 『續高僧傳』卷十七、大正五〇・五八〇上～中。

(29) 矢吹『研究』別篇四一四～四一五頁。

(30) 抽著一九〇～一九六頁参照。

(31) 京都府教育委員會編著『京都市古文書調査報告書第十二集 興聖寺一切經調査報告書』（一九九八年）所收の諸論文及び

『三階佛法』寫本に關する圖版解説（四一五頁）参照。

(32) 『七寺日錄』の解説「七寺一切經にひつて」は、「（大中臣）安長はまた女の冥福と國土の安全に心を傾けて、一切經奉納も發願し、時の住持榮鑑とその弟子の榮俊の兩名を勸進僧として呼びかけ承安（一一七五）より治承（一一七八）に至る間に五千餘卷の一切經の書寫を完成した」（一八六頁）とある。

〈付〉 七寺藏『三階佛法』卷第三下上卷首 影印・翻刻

七寺藏『三階佛法』は、興聖寺本と同一の系統に属し、興聖寺本で缺落している卷第三下上の卷首部分を有する。七寺本によって新たに補われる部分は七寺寫本の行數で約九十二行分に相當する。七寺本の發見によつて、本邦所傳の『三階佛法』の全容がほぼ鳥瞰できることとなつたのであり、その發見の意義は少なくない。以下にその影印・翻刻と筆者の校訂を資料として付することとする。

凡例

一、本書（『三階佛法』卷第三下上）は名古屋七寺（新義真言宗智山派）藏の平安時代末期寫本の卷首第一行から第九十八行の箇所を影印・翻刻したものである。

一、影印を上段に、翻刻文を下段に配した。

一、翻刻に際しては、出來る限り原本の體裁に忠實に行うことを目指したが、字體は概ね正字（舊漢字）を使用した。從つて古體や異體などの字も正字に改めた。誤寫・倒置・衍字と思われる字に對しては、校注で筆者の校訂をほどこした。

（例一）「如＝如下」とは、寫本の「如」を「如下」と読みかえたことを示す。

（例二）「[亦名一切]」とは、寫本の「亦名一切」を衍字とみなしたことを見示す。

三階佛法卷第三下上

1 大鈍根衆生兩種疾半僧已外明一
2 切利根衆生位判唯有一切行壞躰壞
3 戒見俱破顛倒一切一種衆生如此段如第
4 一大段内釋亦名皆悉普是一切根空
5 見衆生以一切利根空見衆生多少
6 一切利根有見衆生多少分齊一種相似如
此段如下第一大段内記何以故明如大濕
7 涅槃經第廿三卷過半已後文佛法内一切
8 此段如下第一大段内記何以故明如大濕
9 涅槃經第廿三卷過半已後文佛法内一切
10 利根九人亦名九十六種道亦名世間根機

11 衆生亦名邪見成就衆生亦名顛倒衆生

12 亦名阿鼻地獄衆生亦名誹謗正法毀呰

13 賢聖衆生亦名煩惱牢固猶如金剛衆生

14 亦名行壞軀壞三乘根機衆生⁽⁸⁾名非是三

15 乘器及涅槃善根衆生亦名是三世諸佛

16 怨家速滅佛法衆生亦名一切亦名一切世間

17 天人中大賊衆生亦名一切世間怨家衆

18 生亦名一切諸佛大賊衆生亦名一切佛

19 一切經皆悉普不能救得衆生亦名侵

20 亂⁽¹⁰⁾一諸佛衆生如此段上下所引經等說

21 又一切第三階佛法內一切利根空見有

22 見衆生行壞體壞戒見俱破⁽¹¹⁾顛人亦名一切

23 十七種等一切最大衆生多少分益與十方世⁽¹²⁾

11 衆生亦名邪見成就衆生亦名顛倒衆生
12 亦名阿鼻地獄衆生亦名誹謗正法毀呰
13 賢聖衆生亦名煩惱牢固猶如金剛衆生
14 亦名行壞軀壞三乘根機衆生⁽⁸⁾名非是三
15 乘器及涅槃善根衆生亦名是三世諸佛
16 怨家速滅佛法衆生亦名一切亦名一切世間
17 天人中大賊衆生亦名一切世間怨家衆
18 生亦名一切諸佛大賊衆生亦名一切佛
19 一切經皆悉普不能救得衆生亦名侵
20 亂⁽¹⁰⁾一諸佛衆生如此段上下所引經等說
21 又一切第三階佛法內一切利根空見有
22 見衆生行壞體壞戒見俱破⁽¹¹⁾顛人亦名一切
23 十七種等一切最大衆生多少分益與十方世⁽¹²⁾

24 界所有比丘一種相似如下第一大段內說

25 從此已下於餘卷內有文說迦葉經文當百千佛第一卷初

26 減半已前說佛藏經文當百千萬億佛第

27 二第卷內說摩訶衍經泥梨品佛藏⁽¹⁵⁾第三

28 卷思益經文顯易識等說如下第一大段

29 內說大方廣十輪文當一切諸佛第四卷

30 過半已後大集月藏分經與雜阿含經

31 當王文當佛滅度一千已經同第十一

32 大般涅槃經第答九廿種喻所喻法內

33 說文當一切經⁽¹⁶⁾從此已下餘卷內無文說大般涅槃經第

34 九卷就廿種喻通上及下說大方廣十輪

35 經第五卷過半已後減就十種喻通上及下說文當一切利根空見衆生佛藏經第

36 經第五卷過半已後減就十種喻通上及下說文當一切利根空見衆生佛藏經第

24 界所有比丘一種相似如下第一大段內說
從此已下於餘卷內有文說迦葉經文當百千佛第一卷初
25 二第卷內說摩訶衍經泥梨品佛藏⁽¹⁵⁾第三
26 卷思益經文顯易識等說如下第一大段
27 內說大方廣十輪文當一切諸佛第四卷
28 過半已後大集月藏分經與雜阿含經
29 當王文當佛滅度一千已經同第十一
30 大般涅槃經第答九廿種喻所喻法內
31 說文當一切經⁽¹⁶⁾從此已下餘卷內無文說大般涅槃經第
32 九卷就廿種喻通上及下說大方廣十輪

33 經第五卷過半已後減就十種喻通上及下說文當一切利根空見衆生佛藏經第

34 經第五卷過半已後減就十種喻通上及下說文當一切利根空見衆生佛藏經第

一切利根空見衆生驗一切利根有見衆
生如大般涅槃經第九卷中種喻所喻法
文文當明一切利根空見衆生名字名作
一切一闡提名字說如大般涅槃經並說立
顯易識文當明一切利根有見衆生名字
多作一切增上慢衆生石穿說如佛歲經
等第二卷內說又一切利根空見一闡提
如大般涅槃經說一部經冊卷文當齋
上下廣明其一切善惡等多少淺深寬
長短亦齊一切利根有見衆生如佛歲
經說一部經四卷從首至末唯除滅立說
已外向句穿字皆悉普廣納其一切義惡
等多少淺深寬窄長短亦齊又文當齊

二卷過半已後通上及下說文說當明一切利根有見衆生文當長我當於一切佛法僧衆生斬惡能善解行等唯除自心所見長色於他一切衆生莫問一切道俗貴賤凡聖善惡耶正棄小乘母周出世間利根能根有知解所歸一切三寶所度一切衆生所斷一切惡所備一切善解行等皆普普一種相似更一何畢竟無危有一尾百字少一豪長可信可解可學可發行者如佛藏經第三卷減半已前說乃至如爲一切利根空見有見耶成就九種人所說經等說文文當義當明一切根空見有見衆生根作不相作定不定所由義以

49	48	47	46	45	44	43	42
有見衆生根作不相作定不定所由義以 說經等說又文當義當明一切根空見	說 ⁽²⁵⁾	如佛藏經第三卷減半已前說乃至如爲 一切利根空見有見邪成就九種人所	⁽²⁴⁾ 字分一豪長可信可解可學可愛行者	一種相似更一向畢竟求無有一偈一句一 ⁽²³⁾	所斷一切惡所修一切善解行等皆悉普 善惡邪正棄小乘世間出世間利根鈍根 有知解所歸一切三寶所度一切衆生	於他一切衆生莫問一切道俗貴賤凡聖 善惡邪正棄小乘世間出世間利根鈍根 生斷惡修善解行等唯除自心所見長已	40 39 38 37

51	一切利根空見衆生驗一切利根有見衆
52	生如大般涅槃經第九卷廿種喻所喻法
53	又文當明一切利根空見衆生名字名作
54	一切一闡提名字說如大般涅槃經等說文
55	顯易識文當明一切利根有見衆生名字
56	多作一切增上慢衆生名字說如佛藏經
57	等第二卷內說又一切利根空見一闡提
58	如大般涅槃經說一部經冊卷文當義當
59	上下廣明其一切善惡等多少淺深寬 ⁽²⁶⁾
60	長短分齊一切利根有見衆生如佛藏
61	經說一部經四卷從首至末唯除減五紙十紙
62	已外向句字字皆悉普廣明其一切義惡等多少淺深寬狹長短分齊又文當廣明

一切利根空見一闡提最大利根如大般
涅槃經等說文顯易識文當廣明一切利
有見增上慢衆生最大利根及利根所由
義如佛歲經等第二卷內說文當義
當明一切利根空見有衆生者就一切耶
空以明輕重一者明若就一切現在橫剋以
明損益多少分齊於一切空見則重於一切
有見則輕文當如楞伽經菩薩地持論等
說文顯易識二者明若就一切三世因果
堅說以明益損多少分廣於一切有見則
重於一切空見則輕文當如摩訶衍經泥梨
品佛歲經第三卷減半已後思益經文顯
易識大方廣十輪經第六卷初等說名爲

63 一切利根空見一闡提最大利根如大般
涅槃經等說文顯易識文當廣明一切利⁽²⁸⁾
64 有見增上慢衆生最大利根及利根所由
65 義如佛歲經等第二卷內說文當義
66 當明一切利根空見有衆生者就一切邪
67 空以明輕重一者明若就一切現在橫剋以
68 空以明輕重一者明若就一切現在橫剋以⁽²⁹⁾
69 明損益多少分齊於一切空見則重於一切
70 有見則輕文當如楞伽經菩薩地持論等
71 說文顯易識二者明若就一切三世因果
72 堅說以明益損多少分廣於一切有見則
73 重於一切空見則輕文當如摩訶衍經泥梨
74 品佛歲經第三卷減半已後思益經文顯
75 易識大方廣十輪經第六卷初等說名爲

63 一切利根空見一闡提最大利根如大般
涅槃經等說文顯易識文當廣明一切利⁽²⁸⁾
64 涅槃經等說文顯易識文當廣明一切利⁽²⁹⁾
65 有見增上慢衆生最大利根及利根所由
66 義如佛歲經等第二卷內說文當義
67 當明一切利根空見有衆生者就一切邪
68 空以明輕重一者明若就一切現在橫剋以
69 明損益多少分齊於一切空見則重於一切
70 有見則輕文當如楞伽經菩薩地持論等
71 說文顯易識二者明若就一切三世因果
72 堅說以明益損多少分廣於一切有見則
73 重於一切空見則輕文當如摩訶衍經泥梨
74 品佛歲經第三卷減半已後思益經文顯
75 易識大方廣十輪經第六卷初等說名爲

76 以果驗因說又如上摩訶衍經泥梨品佛
藏經第三卷減半已後說文當義當明一切
77 利根有衆生於無量無邊劫受地獄等苦大
78 利根有衆生於無量無邊劫受地獄等苦大
79 般涅槃經說文顯易識文當義當明一切
80 利根空見衆生但導初入地獄及臨得出
81 地獄時即能得過生善根不導於無量無
82 邊受地獄等苦以此文驗所以得知何以故
83 明一切利根有見衆生善多惡少得多時一切
84 有見因一切利根空見衆生惡生多善得⁽³³⁾
85 多時學一切空見因故又文當義當明一切
86 利根空見有見衆生若就一切惡不當一切
87 利根空見有見衆生一切出世間根機藥
病一切邪善以明輕重一者顯明若就一

三階佛法卷第三下上 校注

23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
 疾半_二痪羊
 濕_二般
 分_二分齊
 切_二切利
 如_二如下
 九_二九種
 生_二生亦
 〔亦名一切〕
 大_二大惡
 頗_二頗倒
 益_二齊
 輸_二輸經
 藏_二藏經
 當王_二明難嘗
 經同第十一後
 答九_二九卷
 已_二已外
 說_二減

藏 = 藏經
輪 = 輪經
當王 = 明難當王
經同第十一 = 後同第十卷

校注

明錄——一切第三階佛法內？

37	36		35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
又	人		賤	利	根	少	見	齊	根	見	見	狹	利	邪
之	下	是	「俗貴賤利根	惡	作	多善	有	廣	利	義	寬	切	利	邪
又	人		賤	利	根	少	見	齊	根	見	見	狹	利	邪
又	人		賤	利	根	少	見	齊	根	見	見	狹	利	邪

興聖寺本は、この行の「一切惡」の三文字および次の行の「俗賤賤利根鈍」の六文字を存し、九四三行の「普唯將作惡」以下はほぼ全文を存す。

切現在橫對以明損益多少方齊於一切
惡業則重於不當一杆利根空見有見衆
生一切出世間根機藥病一切耶善業則
轉何以故明一切惡業一切衆生莫問一
切道俗貴賤利根鈍根有知解无知解皆
悉普准將作惡不將作善所以重不當一切
利根空見有見衆生一切出世間根機藥
病一切耶善業一切衆生莫問一切道俗
貴賤根鈍根有知解无知解皆悉普准
作善不將作惡所以無以又驗法說二者

98	96	95	94	93	92	91	90
作善不將作惡所以輕以又驗法說二者 貴賤根鈍根有知解無知解皆悉普唯 利根空見有見衆生一切出世間根機藥 病一切邪善業一切衆生莫問一切道俗 悉普唯將作惡不將作善所以重不當一切 切道俗貴賤利根鈍根有知解無知解皆 轉何以故明一切惡業一切衆生莫問一 生一切出世間根機藥病一切邪善業則 惡業則重於不當一切利根空見有見衆 切現在橫剋以明損益多少分齊於一切							